

日米貿易協定に係る 関税収入減少額及び関税支払減少額 の試算について

令和元年10月

内閣官房
財務省
農林水産省
経済産業省

日米貿易協定：我が国の関税収入減少額（機械的試算）

（単位：億円）

		関税収入減少額	
		初年度	最終年度
農産品		450	1,020
	米	0	0
	麦	0	0
	牛肉	190	500
	豚肉	30	60
	乳製品	10	50
	砂糖	0	0
	その他	220	420
鉱工業品		10※	10※
合計		460	1,030

※当該減少額は、動植物由来の加工品等に係る減少額。

平成30年度の米国からの各品目の輸入実績が将来にわたって一定等の仮定のもと、各品目について「平成30年度輸入実績×（基準となる税率－日米貿易協定税率）」を計算し、それらを合算したもの。（財務省試算）

なお、平成30年度の我が国の関税収入額は約1兆711億円（決算ベース）であり、そのうち米国からの関税収入額は約1,570億円。内訳は農産品は約1,300億円（米：約2万円、麦：約800万円、牛肉：約650億円、豚肉：約60億円、乳製品：約50億円、砂糖：約4,400万円）、鉱工業品は約270億円。

（参考）関税とは別に徴収される、麦のマークアップは、初年度で46億円、最終年度で208億円の減収（平成29年度収入総額845億円（実績））が見込まれる。（農林水産省試算）

（注1）基準となる税率とは、基本税率、暫定税率、WTO協定税率等のうち、適用可能な最も低い税率のことをいう。

（注2）最終年度とは、日米貿易協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年度を指す。

（注3）平成30年度の米国からの関税収入額は輸入許可ベースの数字である。

（注4）輸入統計品目表に基づき、農産品（1～24類）（米（1006項）、麦（1001項及び1003項）、牛肉（0201項及び0202項）、豚肉（0203項）、乳製品（0401～0406項）、砂糖（1701項））、鉱工業品（25～97類）としている。

（注5）上記計数は、四捨五入のため、合計において一致しない場合がある。

日米貿易協定：我が国からの輸出にかかる関税支払減少額
（機械的試算）

（単位：億円）

	関税支払減少額	
	初年	最終年
工業製品	212	2,126
農林水産品	0	1
合計	212	2,128

工業製品は経済産業省、農林水産品は農林水産省において、「平成30年輸出実績×(MFN税率-日米貿易協定税率)」として機械的に計算。
平成30年の我が国から米国への関税支払額は、工業製品：約2,590億円、農林水産品：約2億円と試算。

（参考）仮に通商拡大法232条に基づき自動車及び自動車部品に25%の追加関税が賦課される場合には、関税支払額は約1兆9,421億円増加する（平成30年輸出実績を基に機械的に計算）。

（注1）米国国勢調査局貿易データ(2018年)を使用し、従価税品目のみを対象としている。

（注2）最終年とは、日米貿易協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年を指す。

（注3）上記計数は、四捨五入のため、合計において一致しない場合がある。

（注4）平成30年輸出実績が継続するとの前提を置いており、牛肉のように低関税枠が増え、その適用を受けることに伴う関税支払減少は考慮していない。